

令和2年度決算に係る

定期監査資料

令和3年8月

東部県税事務所

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	職員の定員、現員調べ	1頁
4	役付職員の調べ	1頁
5	主な事業に関する調べ	2頁
6	収入証紙取扱調べ	7頁
7	現金の取扱状況	7頁
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
8	財産に関する調べ	7頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付け及び使用許可調べ	8頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ	8頁
11	職員駐車場の管理状況調べ	8頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	9頁
13	備品の処分状況調べ	9頁
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	9頁
	(1) 亡失、損傷の報告状況	
	(2) 物品確認の実施状況	
15	収入未済額調べ	10頁
16	未収金回収促進のための取り組み状況	13頁
17	不納欠損処分調べ	16頁
17-2	延滞金の処理	19頁
○	意見・要望等	20頁
	(1) 業務に関する意見・要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 指摘事項
該当なし
- (2) 監査意見
該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和3年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	
定員	28	29					28	29	
現員	(3) 32	(3) 33	()	()	()	()	(3) 32	(3) 33	育休2、休職1
過不足(△)	4	4					4	4	
臨時的 任用職員									
会計年度 任用職員	6	5					6	5	一般事務

4 役付職員の調べ

(令和3年8月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	生林 康範	0	4	
副所長兼収税課長	遠藤 忠敏	2	4	出納員
課税課長	木村 良成	1	4	
収税課課長補佐	長谷川 圭一	3	4	
収税課課長補佐	太田 将徳	1	4	収税課徴収担当係長 3年
課税課課長補佐	城戸 智道	0	4	
課税課課長補佐	七里 誠人	0	4	再任用

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
(1) 県税徴収率の維持・向上					
将来ビジョン					
令和新時代創生戦略					
政策項目					

(概要)

収入額 R2 (R3.5.31現在) 18,315,683千円 (対前年 1,216,130千円減)
 R1 (R2.5.31現在) 19,531,813千円

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

自主財源の最大限の確保及び納税秩序の確立

(イ) 事業の実施状況

市町が賦課徴収する個人県民税を除く県税については、効率的かつ効果的な滞納整理の実践と進捗管理を徹底し、高い徴収率を維持している。

年間徴収スケジュールに従い、定期的に滞納案件の1件ごとのヒアリングを実施し、処理方針を決定することにより、組織的な滞納整理を実施し、併せて担当職員的能力向上を図った。

<徴収率の推移(地方法人特別税及び特別法人事業税を除く。)> (単位：%)

区分	19年度	30年度	元年度	2年度
東部県税事務所	97.7	98.8	98.9	97.8
(個人県民税を除く)	99.0	99.8	99.8	98.1
鳥取県税全体	97.9	99.0	99.1	98.5
(個人県民税を除く)	98.9	99.6	99.6	98.8

※出納整理期間終了時点(5月末)のもの

※所得税から個人住民税への税源移譲があった平成19年度と直近3年間を比較したもの
 (以下の表も同様)

<収入未済状況の推移(地方法人特別税及び特別法人事業税を除く。)> (単位：件、千円)

区分		19年度		30年度		元年度		2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東部県税事務所 (個人県民税を 除く)	現年	682	79,377	112	12,528	157	13,469	144	217,748
	滞繰	983	72,378	184	8,191	173	8,991	184	11,429
	計	1,665	151,755	296	20,719	330	22,460	328	229,177
うち 自動車税	現年	601	22,837	85	3,049	119	4,216	66	2,278
	滞繰	493	18,968	127	5,678	115	4,925	124	4,537
	計	1,094	41,805	212	8,727	234	9,141	190	6,815

さらに、未収額の約4割を占める個人県民税の徴収対策は、当所における滞納整理の最重要課題であるとの認識のもと、要望に基づき、管内市町と必要かつ効果的な連携策を実施した。

- ・ 地方税法第48条による個人住民税徴収引継
- ・ 地方税法第46条徴収方針会議、債権整理
- ・ 徴収スキル向上等を目的とした東部徴収ネットワーク研修会(年3回開催した。そのうち1回は、税外債権に特化した研修会を実施した。) 等

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

個人県民税の徴収率向上に不可欠な市町の徴収業務支援として、鳥取市と県で若手職員（経験年数概ね3年以下の職員）の徴収事務に係る基礎的知識の向上と職員同士の親睦、交流を深めることを目的とした通年実施型の勉強会を実施した。

ウ 成果及び効果

滞納案件の一件ごとの進捗管理等の組織的な滞納整理により、自主財源の最大限の確保及び納税秩序の確立が図られた。

(ア) 財産調査の早期着手

滞納処分若しくは納税緩和措置を中心とする滞納整理を推進するため、迅速な財産調査を実施、滞納者の財産状況把握を図り、最新調査結果を滞納整理に活用した。

(イ) 厳正な滞納処分

早期に財産等の十分な調査を行い、納付能力の有無等を確認したことにより個々の滞納者の状況把握ができ、適切な納税指導と厳正な滞納処分に繋がった。

(ウ) 市町連携の推進

各市町からの要望に基づき、地方税法第48条により個人住民税徴収引継を受け、積極的に滞納整理を実施して滞納額を圧縮し、徴収方針会議や研修会の実施、さらに、智頭町の内部ヒアリングへの同席、八頭町の困難事案に係る個別相談対応による支援等により徴収職員の能力向上等を図った。

エ 課題

県税滞納額の大部分を占める個人県民税の徴収対策が恒常的な課題であるが、個人県民税の徴収率は、これまでの支援、連携により年々向上しているものの、他地区（中部、西部）と比較すると東部管内の徴収率は依然として低いことから、今後も管内市町と必要かつ効果的な連携策を実施する必要がある。

令和2年度決算における徴収率については、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予（特例）適用等で大幅に徴収率が低下した。今後、新型コロナウイルス感染症が終息後も徴収率の低迷は後数年継続し、通常ベースに戻るのはかなりの期間、労力が必要と思われる。安定的な財源を最大限に確保しつつ、早期の回復を図るうえでも、一層の徴収体制の強化や専門的知識を持った職員の育成、確保が必要である。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
(2) 未登録・不申告法人対策					
将来ビジョン					
令和新時代創生戦略					
政策項目					

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

未登録法人（県内に事務所等を設置して事業を行っているが、法人設立届を提出しておらず、法人県民税・事業税の申告実績がない法人）の捕捉調査を行うとともに、不申告法人（法人登録はあるが、決算期が到来し、申告期限を経過してもなお申告書を提出していない法人）に対する申告指導及び督励を行い、適正・公平な課税及び自主財源確保を図る。

(イ) 事業の実施状況

- ・未登録法人を捕捉すべく、ハローワーク求人情報、新聞折込求人広告、飲食店営業許可台帳を活用した調査を毎月定例的に実施した。また、国税データと県登録法人の照合及び法人登記情報の収集（毎月）、管内市町法人登録台帳との照合（年1回）を実施した。
- ・不申告法人については、税務電算システムから毎月配信される不申告リストを基に、電話・文書等による申告指導（督励）と実態把握のための現地調査を実施した。申告督励に応じない稼働法人に対しては決定処分を実施した。

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

(ア) 新たな取り組みとして、労働局の雇用保険適用事業者リストを活用し、市と分担して未登録法人の抽出作業を実施した。また、固定資産税、軽自動車税、個人住民税等の市町の業務において把握した未登録疑い法人の情報共有を図り、協力・分担して届出と申告の慫慂に取り組んだ。

(イ) 県と市町との間で、共通する不申告法人・未登録法人に係る処理方針会議を個別に行い、現地調査等の役割分担を明確化し、処理の効率化に取り組んだ。

ウ 成果及び効果

(ア) 市町からの情報提供や調査により判明した未登録37法人に対して届出を慫慂した結果、届出済34件、申告期限到来分の申告12件（税額22,015,600円）の成果に繋がった。

(イ) 下表のとおり、不申告法人処理率の向上が図られた。

〔不申告法人数〕

R2. 3. 31時点		R3. 3. 31時点	
R1年度延べ不申告法人数 (A)	219	R2年度延べ不申告法人数 (A)	286
期限後申告法人数 (B)	65	期限後申告法人数 (B)	152
除却保留法人数 (C)	32	除却保留法人数 (C)	32
決定処分 (D)	75	決定処分 (D)	57
差引 (A-B-C-D=E)	47	差引 (A-B-C-D=E)	45
処理率 (B+C+D) / A*100	79%	処理率 (B+C+D) / A*100	84%

※ H23年度末不申告法人数 200法人（ピーク）

エ 課題

今後も成果をあげるためには、未登録法人を効率的に捕捉する調査メニューの確立や不申告法人の早期解消に資する市町との連携方策について、引き続き検討するがある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者等への対応					
将来ビジョン					
令和新时代創生戦略					
政策項目					

(概要)

新型コロナウイルス感染症の影響により県税の納付(納入)が困難になった納税者等に徴収猶予、納期限の延長等の対応を行った。

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により県税の納付(納入)が困難になった納税者等に徴収猶予、納期限の延長等について適切に対応すること。

(イ) 事業の実施状況

・県税の徴収猶予(特例)

令和2年4月30日付け地方税法の一部改正に基づき創設された新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度を周知し、申請があった者について、適切かつ柔軟に審査し許可決定等の対応をした。

添付書類の簡素化…必要添付書類が、国税等他機関の許可通知等の写しの添付で省略可能
申請期限の取扱い…やむを得ない理由がある場合は、納期限後も申請の受付が可能

(単位：上段(件)、下段(千円))

	法人 県民税	法人 事業税	不動産 取得税	個人 事業税	自動車税	その他	県税合計	地方法人特別税 特別法人事業税
申請 件数	46	38	4	16	10	0	114	31
税額	8,671	314,175	1,611	1,721	1,255	0	327,433	81,683

※令和3年3月31日現在の数値である。特例猶予以外にも、多くの納税相談等に対応した。

・申告・納期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な者の為に、国税に準じた簡易な手続きで柔軟に申告・納付期限の延長の受付を実施した。

簡易な手続き(法人事業税・県民税)…事前の申請書等の提出が不要
延長が認められる理由(全税目)…新型コロナウイルス感染症の影響であれば柔軟に対応

(単位：件)

税目	受付件数	うち県内法人等
法人事業税・県民税	154件	66件
上記以外	—	—

※令和3年3月31日現在の件数である。

・県制度融資に係る納税証明書の発行

令和2年1月30日から新型コロナウイルス対策向けの制度融資が開始されたことに伴い、必要添付書類である県税の納税証明書の交付申請が急増し、窓口等の対応を行った。

＜納税証明書交付件数の推移＞ (単位：件)

年 度	交付総数	うち制度融資
令和 2 年度	6,112	(3,346) 3,777
令和 元年度	2,391	547
平成 30 年度	2,779	300

※令和2年度の上段括弧は、新型コロナウイルスに係る制度融資（資金名「地域経済変動対策資金」）の件数である。令和3年3月31日現在の件数である。

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

(ア) 所内協力体制の構築

相当数の徴収猶予（特例）の申請が予想されたため、直接の担当課である収税課のみでなく課税課の職員も申請、相談を受ける体制を、また、納税証明書の申請受付についても、他の担当職員も対応する協力体制を構築し、効率的かつ効果的な事務を行った。

なお、徴収猶予（特例）の制度について所内勉強会、さらに、管内市町担当者を対象とした勉強会を開催することにより、管内の事務平準化、効率化を図った。

＜所内勉強会＞

日時：令和2年4月28日、30日及び5月1日（3回に分けて開催）

場所：東部庁舎501会議室

参加者：東部県税事務所の全職員（35名）

＜市町担当者勉強会＞

日時：令和2年5月22日

場所：東部庁舎401会議室

参加者：東部県税事務所職員2名、管内市町担当職員各1名

(イ) データベースによる進捗管理

徴収猶予等の申請・相談について、庁内LANのデータベースを構築することで、進捗管理の省力化、効率化を図った。また、各種報告事務についても省力化することができた。なお、当該データベースは当初、東部県税事務所のみで運用していたが、税務課及び他県税事務所でも使用することとなり、全県的な事務の効率化にもつながった。

ウ 成果及び効果

各事務について、申請等の件数が相当数となり、職員の事務の負担は増加したが、所内協力体制の構築やデータベース整理等の事務効率化等の工夫により、各業務を円滑に行うことができた。

エ 課 題

(1) 県税徴収率の維持・向上で記載した課題に加え、徴収猶予の特例制度は令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象であるが、以降に納期限が到来するものについても、納税者等の置かれた状況等に十分配慮して柔軟かつ適切な対応が求められている（令和3年1月15日付総税企第11号総務省自治税務局長通知）ことから、今後も、猶予期限が到来する者及び新たに徴収猶予等を申請する者に対して、適切に対応していく必要がある。

6 収入証紙取扱額調べ
 有 ・ 無

7 現金の取扱状況

(令和3年5月末現在)

(1) 現金取扱状況

収入科目 (節)	収入済額 (円)	件数 (件)	備 考
県 税	59,182,548	1,775	県税収入 (延滞金、加算金を含む)
外現金 (県税他)	4,205,458	25	
手数料	359,600	733	納税証明書交付手数料
雑 入	2,196	85	コピー代
合 計	63,749,802	2,618	

(2) つり銭の状況

つり銭の有無	有	つり銭の額 (円)
		100,000

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産
 該当なし

(2) 金券類の保有状況
 了 金券の保有状況
 有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況
 該当なし

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし

(2) 物品

(令和3年3月末現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住氏名	住所名			
証紙代金収納計器	2	SH-2010	R2.4.1 ~R3.3.31	月額・年額	無料	鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連 合会	鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連 合会 鳥取市安長77-1 鳥取県自動車団体連 合会安長分 室内	自動車税の種別割及 び環境性能割、軽自 動車税の環境性能割 を証紙徴収するため		
合計										

10 借受不動産調べる

(令和3年3月末現在)

区分	種別	借受(使用)目的	所在地	数量又は面積	契約の有無	契約の状況			借受先		備考
						借受期間	単価	借料(円)	住氏名	住所名	
建物	事務所	自動車税申告書(報告書)受付・審査窓	鳥取市丸山町233	8㎡ ※3月後半は10㎡	有	R2.4.1 ~R3.3.31	月額・年額 47,850円 3月 53,636円	鳥取市丸山町233 一般社団法人鳥取自 動車整備振興会	鳥取市丸山町233 一般社団法人鳥取自 動車整備振興会		
合計											

11 駐車場等の管理状況調べる

(1) 管理状況

- 該当なし
- (2) 減免の考え方
該当なし
- (3) 使用料の見直し
該当なし

1 2 寄附物件の受納状況調べ
該当なし

1 3 備品の処分状況調べ

(令和3年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	(保管換年月日) 取得年月日	不 用 決 定 年 月 日	処 分			備 考		
			売 払 棄 却 の 別	売 払 方 法 ・ 棄 却 理 由	処 分 年 月 日		売 払 額	処 分 費 用
軽油式識別材 定性分析機 (島津FC-100)	H3. 1. 23	R3. 3. 24	棄却	耐用年数超過、老朽化	R3. 3. 24			0円
合 計								0円

1 4 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有 ・ 無

(2) 物品確認の実施状況

有 ・ 無

【個別様式】

15 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(令和3年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当該年度					翌年度繰越		備考			
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額		件数	未収額	件数
		円		円		円		円		円				
S57	不動産取得税	4,800	1			4,800	1					4,800	1	生前贈与4,800(1)
S59	不動産取得税	9,000	1			9,000	1					9,000	1	生前贈与9,000(1)
S61	不動産取得税	142,460	4			142,460	4					142,460	4	生前贈与142,460(4)
S62	不動産取得税	76,080	2			76,080	2					76,080	2	生前贈与76,080(2)
H1	不動産取得税	47,500	2	19,800	1	27,700	1					27,700	1	生前贈与27,700(1)
H2	不動産取得税	152,600	3	85,700	2	66,900	1	2,500				64,400	1	生前贈与64,400(1)
H3	不動産取得税	28,900	1			28,900	1					28,900	1	生前贈与28,900(1)
H4	不動産取得税	105,800	2			105,800	2					105,800	2	生前贈与105,800(2)
H6	不動産取得税	87,100	1			87,100	1					87,100	1	生前贈与87,100(1)
H9	不動産取得税	118,800	1			118,800	1					118,800	1	生前贈与118,800(1)
H10	不動産取得税	21,700	1			21,700	1					21,700	1	生前贈与21,700(1)
H11	不動産取得税	30,200	1			30,200	1					30,200	1	生前贈与30,200(1)
H13	不動産取得税	113,600	2			113,600	2					113,600	2	生前贈与113,600(2)
H14	不動産取得税	87,400	2			87,400	2					87,400	2	生前贈与87,400(2)
H15	不動産取得税	218,800	4	120,800	1	98,000	3					98,000	3	生前贈与98,000(3)
H16	不動産取得税	83,300	3			83,300	3					83,300	3	生前贈与83,300(3)
H18	不動産取得税	12,600	1			12,600	1					12,600	1	生前贈与12,600(1)
H19	不動産取得税	25,400	1			25,400	1					25,400	1	生前贈与25,400(1)
H22	自動車税	13,000	1			13,000	1	13,000	1					
H24	不動産取得税	30,500	1			30,500	1					30,500	1	生前贈与30,500(1)
	自動車税	32,400	1			32,400	1	5,500				26,900	1	執行停止26,900(1)
	小計	62,900	2			62,900	2	5,500				57,400	2	
H25	自動車税	106,900	3	2,700		104,200	3	45,000	1			59,200	2	執行停止59,200(2)
H26	不動産取得税	81,700	1			81,700	1	800				80,900	1	
	自動車税	220,600	6	32,400	1	188,200	5	107,300	2	43,400	1	37,500	2	執行停止7,300(1)
	小計	302,300	7	32,400	1	269,900	6	108,100	2	43,400	1	118,400	3	
H27	個人事業税	99,274	2			99,274	2			51,000	1	48,274	1	執行停止48,274(1)
	不動産取得税	17,500	1	17,500	1									
	自動車税	765,672	15			765,672	15			458,200	8	307,472	7	執行停止160,372(3)
	小計	882,446	18	17,500	1	864,946	17			509,200	9	355,746	8	
H28	個人事業税	238,400	1			238,400	1					238,400	1	執行停止238,400(1)
	不動産取得税	165,436	3			165,436	3	107,664				57,772	3	生前贈与25,600(2)
	自動車税	1,141,099	31	12,300		1,128,799	31	66,100	2	310,400	9	752,299	20	執行停止534,899(14)
	小計	1,544,935	35	12,300		1,532,635	35	173,764	2	310,400	9	1,048,471	24	
H29	個人事業税	276,900	7			276,900	7					276,900	7	執行停止276,900(7)
	不動産取得税	85,800	2			85,800	2					85,800	2	執行停止85,800(2)
	自動車税	1,201,799	31			1,201,799	31	118,089	3	190,380	5	893,330	23	執行停止777,030(20)
	小計	1,564,499	40			1,564,499	40	118,089	3	190,380	5	1,256,030	32	
H30	個人事業税	1,563,300	6			1,563,300	6	1,442,000	2			121,300	4	執行停止121,300(4)
	不動産取得税	141,300	1			141,300	1	141,300	1					
	自動車税	1,443,945	38	57,072	2	1,386,873	36	423,421	11	47,900	1	915,552	24	執行停止813,700(18)
	小計	3,148,545	45	57,072	2	3,091,473	43	2,006,721	14	47,900	1	1,036,852	28	
H31	法人県民税	421,808	18	8,100		413,708	18	290,215	12	102,493	5	21,000	1	
	法人事業税	1,058,700	3	57,800	1	1,000,900	2	1,000,900	2					
	個人事業税	1,597,779	10			1,597,779	10	606,179	4			991,600	6	執行停止647,300(1) 特例猶予344,300(5)
	不動産取得税	6,175,100	7			6,175,100	7	2,373,400	3			3,801,700	4	徴収猶予1,573,800(1) 特例猶予959,300(2) 換価猶予1,368,600(1)
	自動車税	4,215,547	119	183,500	5	4,032,047	114	2,424,201	67	62,600	2	1,545,246	45	執行停止821,332(22)
	小計	13,468,934	157	249,400	6	13,219,534	151	6,694,895	88	165,093	7	6,359,546	56	
計	法人県民税	421,808	18	8,100		413,708	18	290,215	12	102,493	5	21,000	1	
	法人事業税	1,058,700	3	57,800	1	1,000,900	2	1,000,900	2					
	個人事業税	3,775,653	26			3,775,653	26	2,048,179	6	51,000	1	1,676,474	19	
	不動産取得税	8,063,376	49	243,800	5	7,819,576	44	2,625,664	4			5,193,912	40	
	自動車税	9,140,962	245	287,972	8	8,852,990	237	3,202,611	87	1,112,880	26	4,537,499	124	
	小計	22,460,499	341	597,672	14	21,862,827	327	9,167,569	111	1,266,373	32	11,428,885	184	
	個人県民税	181,018,433		473,189		180,545,244		46,632,756		11,562,525		122,349,963		
	総計	203,478,932	341	1,070,861	14	202,408,071	327	55,800,325	111	12,828,898	32	133,778,848	184	
H31	地方法人特別税	89,600	2	24,900	1	64,700	1	64,700	1					
	地方法人特別税	89,600	2	24,900	1	64,700	1	64,700	1					

② 現年度分

税 目	調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	翌年度繰越		備考
							未収額	件数	
	円		円		円		円		
法人県民税	757,445,000	7,266	753,348,400	7,237	5,200	1	4,091,400	28	特例猶予 3,710,400(14)
県民税利子割	125,585,027	954	125,585,027	954	0	0	0	0	
法人事業税	5,951,315,500	3,909	5,742,888,310	3,891	0	0	208,427,190	18	特例猶予 208,385,200(17)
個人事業税	207,422,900	1,575	204,818,708	1,547	0	0	2,604,192	28	特例猶予 1,222,800(16)
不動産取得税	336,005,100	2,108	335,658,000	2,104	0	0	347,100	4	特例猶予 308,200(3)
県たばこ税	554,980,580	424	554,980,580	424	0	0	0	0	
狩猟税	2,790,000	533	2,790,000	533	0	0	0	0	
自動車税	1,020,100 (0)	33 (0)	1,020,100 0	33 0	0 0	0 0	0 (0)	0 (0)	
自動車税種別割	2,956,106,600 (239,891,800)	94,144 (14,814)	2,953,782,809 (239,891,800)	94,075 (14,814)	46,047 (0)	3 (0)	2,277,744 0	66 0	特例猶予 174,900(4)
自動車取得税	960,900 (960,900)	19 (19)	960,900 (960,900)	19 (19)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
自動車税環境性能割	372,068,400 (372,068,400)	8,872 (8,872)	372,068,400 (372,068,400)	8,872 (8,872)	0 (0)	0 (0)	0 0	0 0	
県民税配当割	407,099,208	5,986	407,099,208	5,986	0	0	0	0	
株式等譲渡所得割	448,566,198	214	448,566,198	214	0	0	0	0	
小 計	12,121,365,513 (612,921,100)	126,037 (23,705)	11,903,566,640 (612,921,100)	125,889 (23,705)	51,247 (0)	4 (0)	217,747,626 (0)	144 (0)	
個人県民税	6,398,063,531		6,356,316,219		20,887		41,726,425		
合 計	18,519,429,044 (612,921,100)		18,259,882,859 (612,921,100)		72,134 (0)		259,474,051 (0)		
地方法人特別税	2,227,405,200	3,762	2,152,303,890	3,746	0	0	75,101,310	16	特例猶予 74,983,200(14)

※自動車税（自動車税種別割）、自動車取得税（自動車税環境性能割）の（ ）の額は、中国運輸局鳥取運輸支局における証紙徴収分であり、内数である。

(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係) (令和3年5月31日現在)

① 過年度分

税目	区分	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税				円	1	14,736		円	1	14,736	
合計					1	14,736			1	14,736	
地方法人特別税					1	6,364			1	6,364	

② 現年度分

該当なし

(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外)

該当なし

16 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取組状況	取組効果																																																		
<p>1 滞納整理の取組状況</p> <p>(1) 滞納整理の早期着手と法令等に基づいた厳正な処分</p> <p>ア 滞納整理にあたっては、早期に財産調査を実施し、併せて滞納者個々の実情把握に努め、納税資力があるにもかかわらず納付のない者に対しては、速やかに滞納処分を行う等、積極的に滞納整理を実施した。</p> <p>イ 法に規定する徴収猶予等と常に整合性を図りながら、安易に長期分納等を認めることなく、年度内完納を念頭においた滞納整理を実施した。</p> <p>(2) 進捗管理の徹底</p> <p>定期的に滞納案件の1件ごとのヒアリングを実施し、個別具体的に処理方針を決定し、滞納額の圧縮を図った。</p> <p>＜差押実施件数の推移＞ (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車税</td> <td>323</td> <td>239</td> <td>243</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>その他の税目</td> <td>105</td> <td>231</td> <td>224</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>428</td> <td>470</td> <td>467</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出納整理期間終了時点(5月末)時点のもの</p> <p>2 個人県民税の徴収対策</p> <p>平成19年度に実施された所得税から個人住民税への税源移譲により、収入未済額が大幅に増加した。東部県税事務所全体の収入未済額の内、個人県民税は約4割を占め、この収入未済額の圧縮が当所における最大の懸案項目となっている。</p> <p>＜個人県民税の収入未済額の状況＞ (単位：千円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部県税事務所未済額①</td> <td>512,371</td> <td>221,788</td> <td>203,479</td> <td>393,253</td> </tr> <tr> <td>うち個県未済額②</td> <td>360,616</td> <td>201,069</td> <td>181,018</td> <td>164,076</td> </tr> <tr> <td> 割合(②/①)</td> <td>70.4</td> <td>90.7</td> <td>89.0</td> <td>41.7</td> </tr> <tr> <td>そのうち鳥取市③</td> <td>320,545</td> <td>175,750</td> <td>159,296</td> <td>146,665</td> </tr> <tr> <td> 割合(③/②)</td> <td>88.9</td> <td>87.4</td> <td>88.0</td> <td>89.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出納整理期間終了時点(5月末)のもの</p>	区分	19年度	30年度	元年度	2年度	自動車税	323	239	243	164	その他の税目	105	231	224	88	合計	428	470	467	252	区分	19年度	30年度	元年度	2年度	東部県税事務所未済額①	512,371	221,788	203,479	393,253	うち個県未済額②	360,616	201,069	181,018	164,076	割合(②/①)	70.4	90.7	89.0	41.7	そのうち鳥取市③	320,545	175,750	159,296	146,665	割合(③/②)	88.9	87.4	88.0	89.4	<p>左記の(1)及び(2)の取組により、組織的な滞納整理を行うことで適切に滞納額を圧縮できた。</p>
区分	19年度	30年度	元年度	2年度																																															
自動車税	323	239	243	164																																															
その他の税目	105	231	224	88																																															
合計	428	470	467	252																																															
区分	19年度	30年度	元年度	2年度																																															
東部県税事務所未済額①	512,371	221,788	203,479	393,253																																															
うち個県未済額②	360,616	201,069	181,018	164,076																																															
割合(②/①)	70.4	90.7	89.0	41.7																																															
そのうち鳥取市③	320,545	175,750	159,296	146,665																																															
割合(③/②)	88.9	87.4	88.0	89.4																																															

(1) 徴収業務市町連携の実施状況

ア 鳥取県地方税滞納整理機構（任意組織）

税務職員相互併任制度を発展させた形で、重複事務の解消（滞納者の負担軽減）、収収確保、徴税吏員の能力向上、法定の一元化組織の検討を目的に平成22年4月1日に発足した。

東部支部として、管内市町の個人住民税滞納事案について、地方税法第46条の規定に基づき、徴収方針決定及び進捗管理を実施し、一部の困難事案について共同で滞納整理を実施した。

イ 地方税法第48条による個人住民税直接徴収

個人県民税未済額のうち高いシェアを占める鳥取市及び八頭町、岩美町を対象に、滞納繰越額上位の者を選定し、滞納処分か納税緩和措置のいずれかに進む等、滞納整理を積極的に実施した。

ウ 若手勉強会

鳥取市と県で若手職員の徴収事務に係る基礎的知識の向上と職員同士の親睦、交流を深めることを目的とした通年実施型の勉強会を実施した。

エ その他の取組

個人住民税の滞納を含む全事案に対して、債権分類（滞納処分か徴収緩和等）し、徴収方針を決定することで、徴収率向上と滞納整理手法の蓄積に向けた支援を行った。

また、市町が独自に行うヒアリングにオブザーバーとして立ち会い、県の徴収手法の助言等を行った。

(2) 税務職員相互派遣制度

派遣先	派遣年度	派遣職員	受入職員
鳥取市	H20～21	係長級職員	主任級職員
	H22～25	課長補佐級職員	"
	H26～27	課長級職員	係長級職員
若桜町	H21～25	係長級職員	受入なし
智頭町	H25～30	係長級職員	主事級職員
岩美町	R1～2	係長級職員	主事級職員

※職員の育成や滞納整理ノウハウの習得支援と連携強化を図った。

(1) 県・市町の共通滞納者への滞納整理の共同実施により、重複事務の解消及び収収確保に努めた。

※R3.3月末 (単位：(件)、千円、%)

区分	引継事案	収入済率	処理済率	収入済率+ 処理済率
東部	(164)			
支部	71,663	41.1	30.4	71.5
うち	(64)			
48条	19,071	56.5	35.4	91.9
中部	(0)			
支部	0	0	0	0
西部	(121)			
支部	29,161	50.2	47.6	97.8
うち	(100)			
48条	24,414	55.0	43.9	98.9
計	(285)			
計	100,824	43.7	35.4	79.1
うち	(164)			
48条	43,485	55.7	40.2	95.9

(2) 徴収技術の向上だけでなく、派遣職員を中心に連携が進み、組織間の協力体制や信頼関係がより強固になった。

<p>3 東部徴収ネットワーク</p> <p>徴収現場で必要な内容をテーマとする研修会を実施した。</p> <p>(1) 開催日：令和2年7月17日（金） 会場：東部庁舎 講堂 題名「徴収猶予、換価猶予の実務」 「滞納整理の実務（初中級編）」</p> <p>(2) 開催日：令和2年10月16日（金） 会場：鳥取市役所 6階 6-5～8会議室 題名「超進化系徴収論 第1章・第2章」</p> <p>(3) 開催日：令和2年11月26日（木） 会場：鳥取市役所 6階 6-5～8会議室 題名「税外債権の滞納整理」 「支払督促の実務」</p> <p>(4) 開催日：令和3年1月26日（火） ※中止 会場：鳥取市役所 6階 6-5～8会議室 題名「事例検討（グループ討議）」 「若手職員による研究発表会」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回の研修会を通じて、徴税吏員個々の知識の習得、徴収技術の向上が図られ、各団体の滞納整理に寄与した。（うち1回は税外債権の特化した研修会を実施） ・管内の連携、協働意識が深まり、滞納整理機構業務の円滑な実施や、共同滞納整理の実施に繋がった。 ・国において創設された新型コロナウイルス感染症関連の徴収猶予制度に係る実務研修を行うことにより、制度の適正な運用が図られた。
---	---

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目（目・節）〕	債権管理事務 取扱要領の作成の有無	取組状況	取組効果
延滞金及び加算金	有 (H29.3.22付 税務課長通知 「税外未収金 (加算金・延滞金・滞納処分費)の確保 対策について」)	<ol style="list-style-type: none"> 1 延滞金確定時に納付書を送付し、納付のない場合には、適宜催告状送付や電話催告等により未収金の回収に努めた。 2 延滞金の滞納者に対し、文書による一斉催告を行った。（1月） 3 滞納者に対しては、本税完納時に税外金も同時に完納させることを強力に指導し、本税の分割納付を認める場合は、税外金完納までの納付計画を提出させている。 4 本税の納付催告時には、延滞金・加算金の催告も併せて行った。また、滞納処分においては、本税 差押えと同時に延滞金・加算金の差押えも執行し、最大限の収入確保を図っている。 5 確定延滞金については、平成29年2月から、調定決議している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 延滞金確定後速やかに納付催告することにより、早期に効果的な滞納整理が図られた。 2 一斉催告により効率的な滞納整理が図られた。

17 不納欠損処分調べ

(1) 県税関係(個人県民税を除く)

(令和3年5月31日現在)

調定年度	科目 (税目又は目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額 円	不納欠損処 分を行った 理由
H31	法人県民税	①	R1. 10. 21	R2. 11. 16	R2. 11. 16	16,780	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
H31	法人県民税	①	R1. 10. 21	R2. 11. 16	R2. 11. 16	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
H31	法人県民税	②	R1. 12. 2	R3. 3. 11	R3. 3. 11	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
H31	法人県民税	③	R1. 10. 31	R3. 3. 16	R3. 3. 16	33,605	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
H31	法人県民税	④	R1. 8. 7	R3. 3. 26	R3. 3. 26	10,108	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
R2	法人県民税	⑤	R2. 9. 30	R3. 3. 26	R3. 3. 26	5,200	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
法人県民税		6件				107,693	
H27	個人事業税	⑥	H27. 11. 30	H27. 12. 29	R3. 1. 4	51,000	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H30. 5. 21執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号) 滞納処分可能な財産なし。
個人事業税		1件				51,000	
H27	自動車税	⑦	H27. 6. 1	H27. 6. 29	R2. 7. 14	76,500	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H30. 3. 30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	⑧	H27. 6. 1	H27. 6. 29	R2. 7. 15	45,400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	⑨	H27. 6. 1	H27. 6. 29	R2. 7. 15	45,400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) R1. 5. 14執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号) 滞納処分可能な財産なし。
H27	自動車税	⑩	H27. 6. 1	H27. 6. 29	R2. 7. 15	45,400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	⑪	H27. 6. 1	H27. 6. 29	R2. 7. 15	88,000	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	⑫	H27. 6. 1	H27. 6. 29	R2. 7. 15	45,400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H31. 3. 28執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号) 滞納処分可能な財産なし。
H27	自動車税	⑬	H27. 6. 1	H27. 6. 29	R2. 7. 15	45,400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) R1. 5. 29執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号) 滞納処分可能な財産なし。
H31	自動車税	⑭	R1. 5. 31	R3. 3. 18	R3. 3. 18	17,600	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
H28	自動車税	⑭	H28. 5. 31	H30. 3. 24	R3. 3. 24	39,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H29	自動車税	⑭	H29. 5. 31	H30. 3. 24	R3. 3. 24	39,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H28	自動車税	⑮	H28. 5. 31	H30. 3. 24	R3. 3. 25	45,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H28	自動車税	⑯	H28. 5. 31	H30. 3. 24	R3. 3. 25	45,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	⑯	H26. 6. 2	H30. 3. 24	R3. 3. 25	43,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H29	自動車税	⑰	H29. 5. 31	H30. 3. 24	R3. 3. 25	34,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H28	自動車税	⑱	H28. 5. 31	H30. 3. 28	R3. 3. 29	11,300	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 27執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号) 滞納処分可能な財産なし。
H27	自動車税	⑲	H27. 6. 1	H30. 3. 30	R3. 3. 30	66,700	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 29執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H28	自動車税	⑲	H28. 5. 31	H30. 3. 30	R3. 3. 30	51,700	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 29執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H29	自動車税	⑳	H29. 5. 31	H30. 3. 30	R3. 3. 30	25,800	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 29執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H28	自動車税	㉑	H28. 5. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	51,700	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H29	自動車税	㉑	H29. 5. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	51,700	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H30. 3. 30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。

H28	自動車税	㉑	H28.5.31	H30.3.31	R3.3.31	8,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項)H30.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号)生活困窮による。
H28	自動車税	㉒	H28.5.31	H30.3.31	R3.3.31	34,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項)H30.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号)滞納処分可能な財産なし。
H28	自動車税	㉓	H28.5.31	H30.3.31	R3.3.31	22,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項)H30.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号)滞納処分可能な財産なし。
R2	自動車税	㉔	R2.6.1	R3.3.30	R3.3.30	7,500	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
H31	自動車税	㉕	R1.5.31	R3.3.30	R3.3.30	45,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
H30	自動車税	㉖	H30.5.31	R3.3.31	R3.3.31	47,900	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
H29	自動車税	㉗	H29.5.31	R3.3.31	R3.3.31	38,880	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
R2	自動車税	㉘	R2.6.1	R3.5.18	R3.5.18	29,687	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
R2	自動車税	㉙	R2.6.1	R3.5.20	R3.5.20	8,860	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
自動車税		29件				1,158,927	
本税計		36件				1,317,620	

(2) 税外収入関係

(令和2年5月31日現在)

調定年度	科目 (税目又は目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分 を行った理由
	不申告加算金	無し				円	
小計						0	
	過少申告加算金	無し					
小計						0	
	重加算金	無し					
小計						0	
加算金計						0	

調定年度	科目 (税目又は目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分 を行った理由
H27	延滞金 (法人県民税)	㉚		H28.3.19	R3.1.18	1,300	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
H30	延滞金 (法人県民税)	㉛		H30.7.13	R3.3.11	1,400	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
小計		2件				2,700	
H26	延滞金 (個人事業税)	㉜		H27.2.28	R3.3.31	2,300	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
H26	延滞金 (個人事業税)	㉝		H27.8.6	R3.3.31	2,300	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
H27	延滞金 (個人事業税)	㉞		H28.4.8	R3.3.31	2,300	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
小計		3件				6,900	
H27	延滞金 (自動車税)	㉟	H27.6.1	H30.3.24	R3.3.24	1,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項)H30.3.23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号)生活困窮による。
H25	延滞金 (自動車税)	㊱	H25.5.31	H30.3.28	R3.3.29	5,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項)H30.3.27執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号)滞納処分可能な財産なし。
H28	延滞金 (自動車税)	㊲	H28.5.31	R3.3.31	R3.3.31	10,200	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
H26	延滞金 (自動車税)	㊳	H26.6.2	H27.5.22	R3.3.31	3,200	「消滅時効」(地方税法第18条第1項)

H23	延滞金 (自動車税)	㊸	H23. 5. 31	H27. 5. 26	R3. 3. 31	7, 500	「消滅時効」(地方税法第18条第1項)
H26	延滞金 (自動車税)	㊹	H26. 6. 2	H27. 6. 1	R3. 3. 31	3, 100	「消滅時効」(地方税法第18条第1項)
H27	延滞金 (自動車税)	㊺	H27. 6. 1	H27. 10. 22	R3. 3. 31	1, 300	「消滅時効」(地方税法第18条第1項)
H26	延滞金 (自動車税)	㊻	H26. 6. 2	H28. 3. 17	R3. 3. 31	4, 300	「消滅時効」(地方税法第18条第1項)
H25	延滞金 (自動車税)	㊼	H25. 5. 31	H28. 3. 18	R3. 3. 31	9, 400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項)
H23	延滞金 (自動車税)	㊽	H23. 5. 31	H28. 3. 30	R3. 3. 31	22, 400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項)
	小計	10件				67, 800	
	延滞金 計	15件				77, 400	
	合計	51件				1, 395, 020	
	地方法人特別税 計					0	

17-2 延滞金の処理

税目区分	未納延滞金 件数	金額 (A)	延滞金未納発生状況 (B)	減免・減額 (C)		欠損処理 件数	欠損処理金額 (D)	延滞金収納状況 (E)		金額 (E)	備考
				延滞金未納発生状況 (B)	減免・減額 (C)			前年度調査作成基準日～今年度調査作成基準日 (((A)+(B)-(C)-(D)-(E)))	未納延滞金件数 今年度調査作成基準日 (R3.5.31)		
法人県民税	47 件	87,100 円	46 件 284,000 円	0 件	0 円	2 件	2,700 円	85 件	6 件	146,200 円	
法人事業税	117 件	416,565 円	135 件 1,931,134 円	0 件	0 円	0 件	0 円	252 件	0 件	0 円	
個人事業税	48 件	1,207,986 円	26 件 273,600 円	0 件	0 円	3 件	77,100 円	54 件	17 件	544,953 円	
不動産取得税	9 件	671,700 円	24 件 185,200 円	0 件	0 円	0 件	0 円	25 件	8 件	681,100 円	
ゴルフ場利用税	0 件	0 円	0 件	0 件	0 円	0 件	0 円	0 件	0 件	0 円	
特別地方消費税	0 件	0 円	0 件	0 件	0 円	0 件	0 円	0 件	0 件	0 円	
自動車税	967 件	1,339,768 円	585 件 1,375,200 円	0 件	0 円	10 件	67,800 円	1,411 件	131 件	964,118 円	
地方法人特別税	112 件	227,435 円	120 件 8,224,556 円	0 件	0 円	0 件	0 円	232 件	0 件	0 円	
合計	1,300 件	3,950,554 円	936 件 12,273,690 円	0 件	0 円	15 件	147,600 円	2,059 件	162 件	2,336,371 円	

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

なし